

# 第1章 総

# 説

# 1 はじめに

近年、廃棄物を巡っては、地球規模での環境保全を視野にいたした対応が求められており、これまでの「出された廃棄物を適正に処理する」という対応ではもはや限界となってきた。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから、発生抑制・再使用・再生利用の促進を図る、循環型社会の構築に向けた安全かつ適正な処理体制の確立が重要となっている。

そこで、本市では、特に平成以降、それまでのごみの適正処理の観点だけでなく、廃棄物の発生そのものを抑制し、再使用や再生利用の取組を推進するため、資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集や大規模建築物の所有者・管理者に対する減量指導を開始するなど、「持続可能な循環型都市」の構築をめざし、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を積極的に推進してきた。

こうした取組を進める中で、平成18年2月には、大阪市廃棄物減量等推進審議会答申を踏まえて「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量の主役であり実践者でもある市民・事業者との連携・協働により更なる3Rの推進を図り、ごみ焼却量を平成22年度までに平成16年度から14万トン減量することを目標として、ごみの発生段階から最終処分までのごみの抑制・管理を行い、資源を循環させるための必要な施策を積極的に推進することとしている。

例えば、容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、平成13年度からテスト実施していたプラスチック製容器等の分別収集対象行政区を、平成15年10月に4区から11区に、平成17年4月に全市に拡大するとともに、大阪市廃棄物減量等推進審議会答申を基に「大阪市ごみ減量アクションプラン」を策定し、市民・事業者・行政が協働して減量目標の達成に向けた取り組みを進めるため、同じく10月に「廃棄物減量等推進員」を創設した。また、市民・事業者・行政が参加するごみ推進組織として設立された「ごみゼロネット大阪」と協働するとともに、平成12年6月に開設した、「大阪環境産業振興センター」（おおさかATCグリーンエコプラザ）においても、環境関連技術情報や減量・リサイクル情報の発信を行っている。さらに、平成20年1月からは、中身の見えるごみ袋（透明または半透明）による排出指定制度を導入することとし、分別排出の徹底と廃棄物の減量・リサイクルを推進していく。

PCB廃棄物については、平成15年2月に環境事業団が行う大阪事業の実施計画が国から許可され、平成16年4月に設立された日本環境安全株式会社に事業が引き継がれた後も、PCB特別措置法の規定に基づく大阪市PCB廃棄物処理計画に沿って、市内に保管されているPCB廃棄物の早期無害化処理に向けた取り組みを進めている。

次に、中間処理については、老朽化した焼却工場の建て替えを順次進めており、平成13年4月の舞洲工場に続き、平成15年3月には、平野工場を竣工させた。一方で、ダイオキシン類対策については、平成11年度から計画的に改修工事を進め、平成14年7月に対策が必要な焼却工場の工事を全て完了し、同年12月から適用された新たな基準をクリアした。

また、美化推進事業については、清潔で美しい「環境先進都市」、まちが華やぐ「国際都市」づくりの一環として、平成10年度から大阪市一斉清掃を毎年実施している。今年度は「世界陸上競技選手権大阪大会」の開催に合わせ、市民・事業者・行政の協働のもと、まちの美化を推進し、大阪の温かいホスピタリティで世界の皆様をお迎えするため、大阪市一斉清掃“クリーンおおさか2007”を8月18日から24日に実施し、多くの皆様に清掃活動に取り組んでいただいた。「まち美化パートナー制度」についても、平成16年10月に市内全域に拡大実施するなど、美しいまちづくりをより一層推進しているところである。

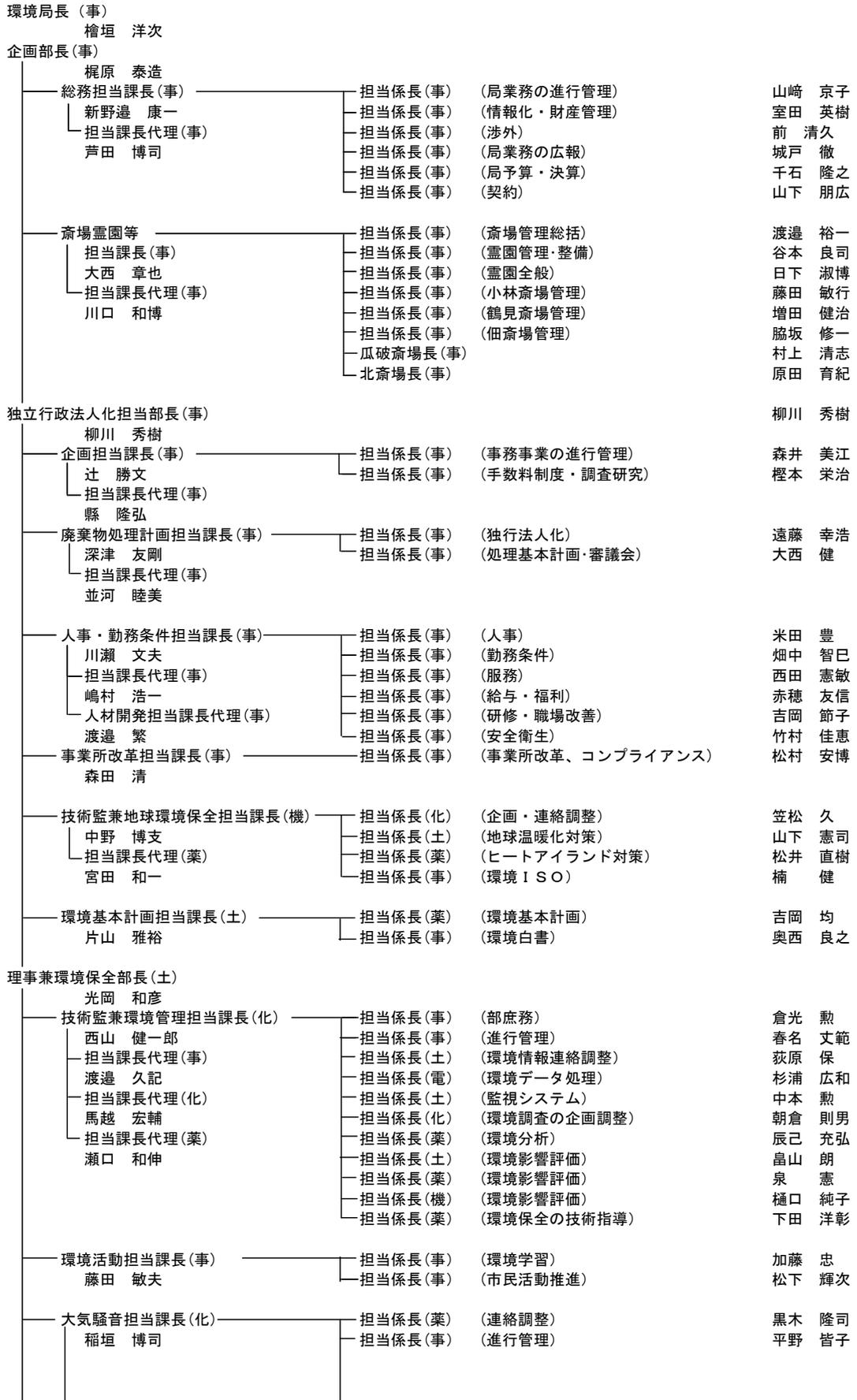
埋火葬事業については、高齢社会の到来に伴い、市民の火葬施設利用・霊地の需要が増加する傾向にあり、本市では、こうした状況を踏まえ老朽化した火葬施設の建替え整備を進めることにより受け入れ能力の向上に努めており、平成13年3月末に北斎場、同年12月に市立葬祭場、平成18年11月末に鶴見斎場をそれぞれ完成させてきた。また、霊園については、泉南メモリアルパークの整備に努めながら、不定期に瓜破霊園等の使用者募集も行っているところである。

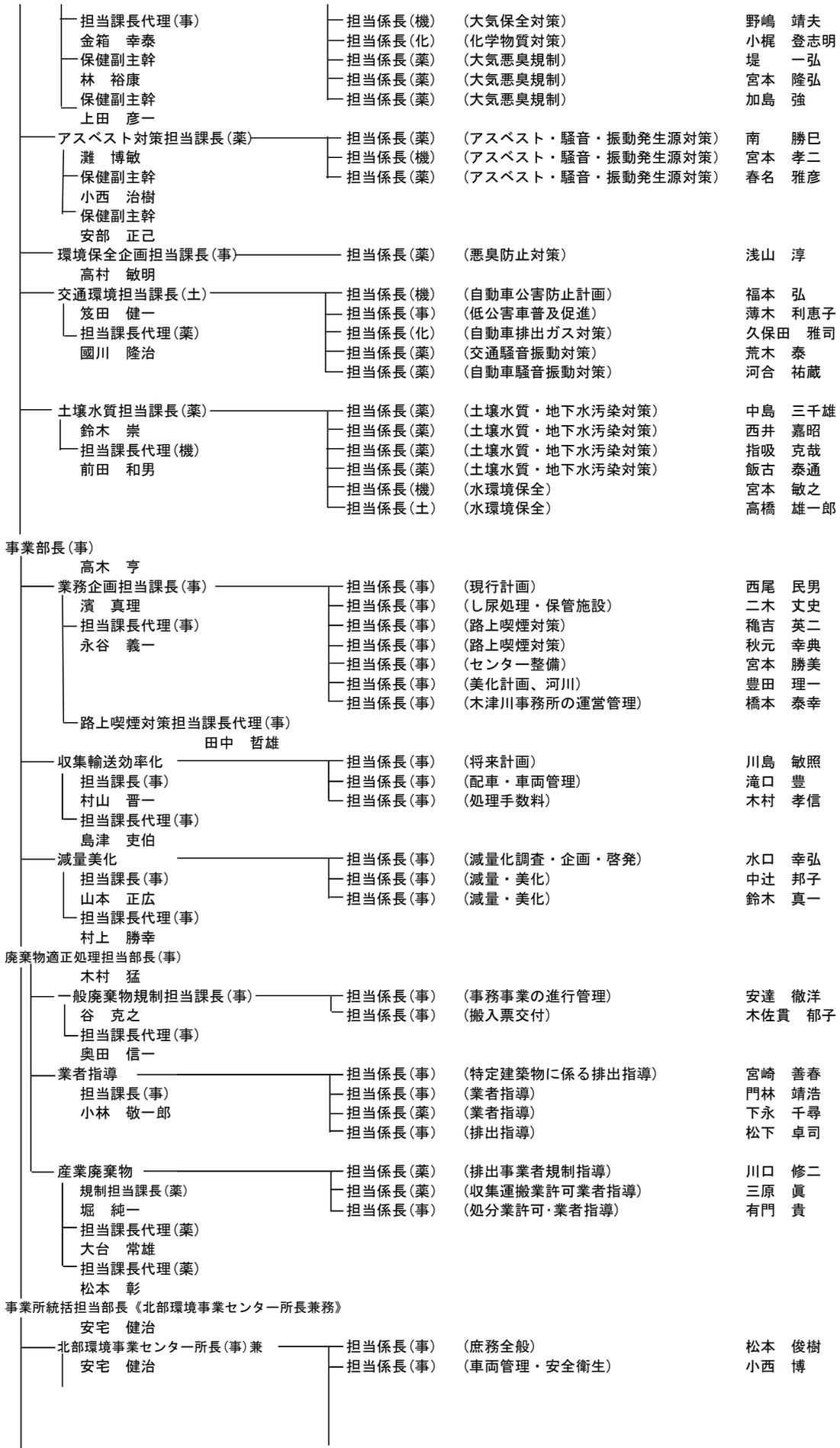
なお、本書は、当局事業の概要と諸統計等を取りまとめたものであり、関係各位の参考として役立てれば幸いである。

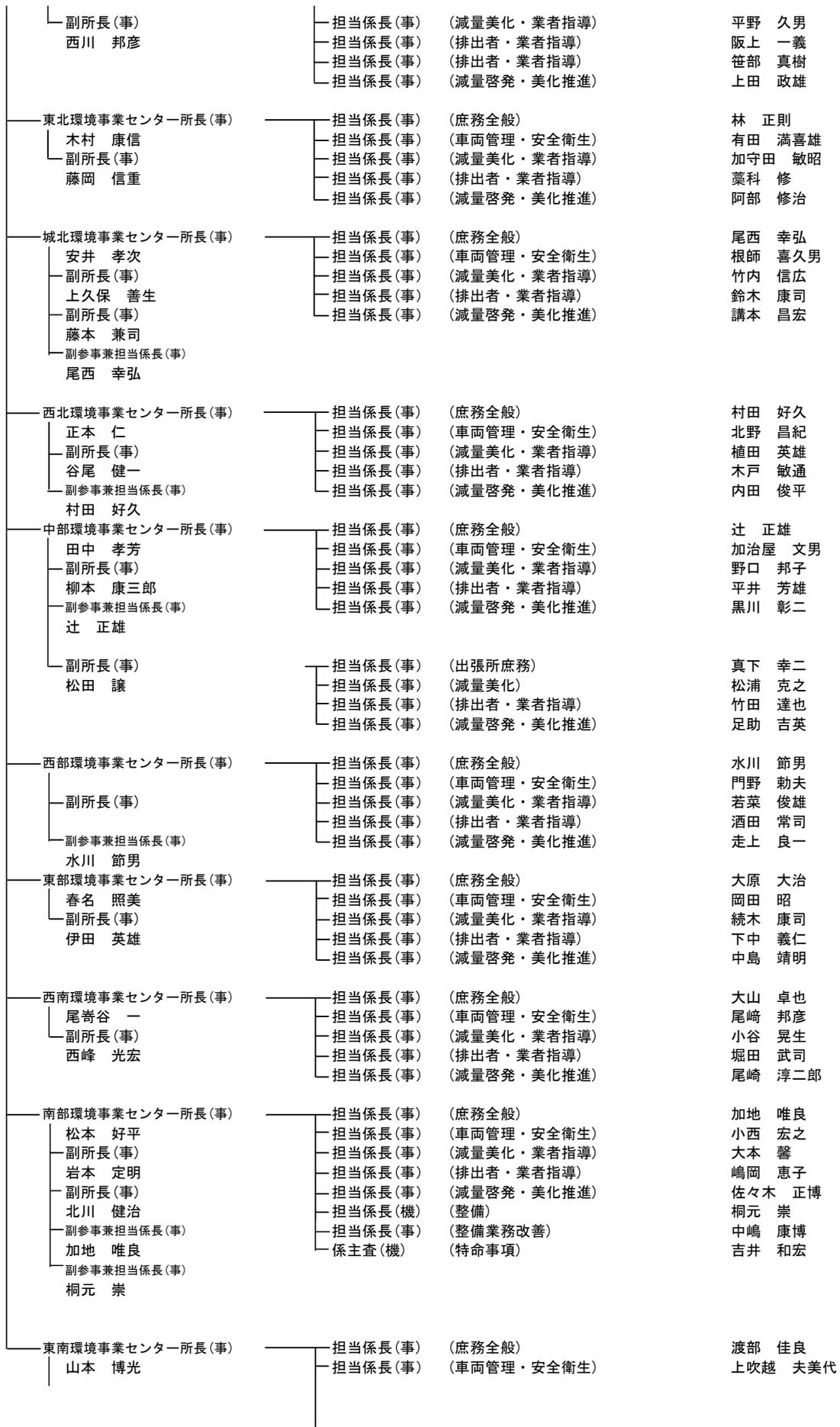
# 2 機 構

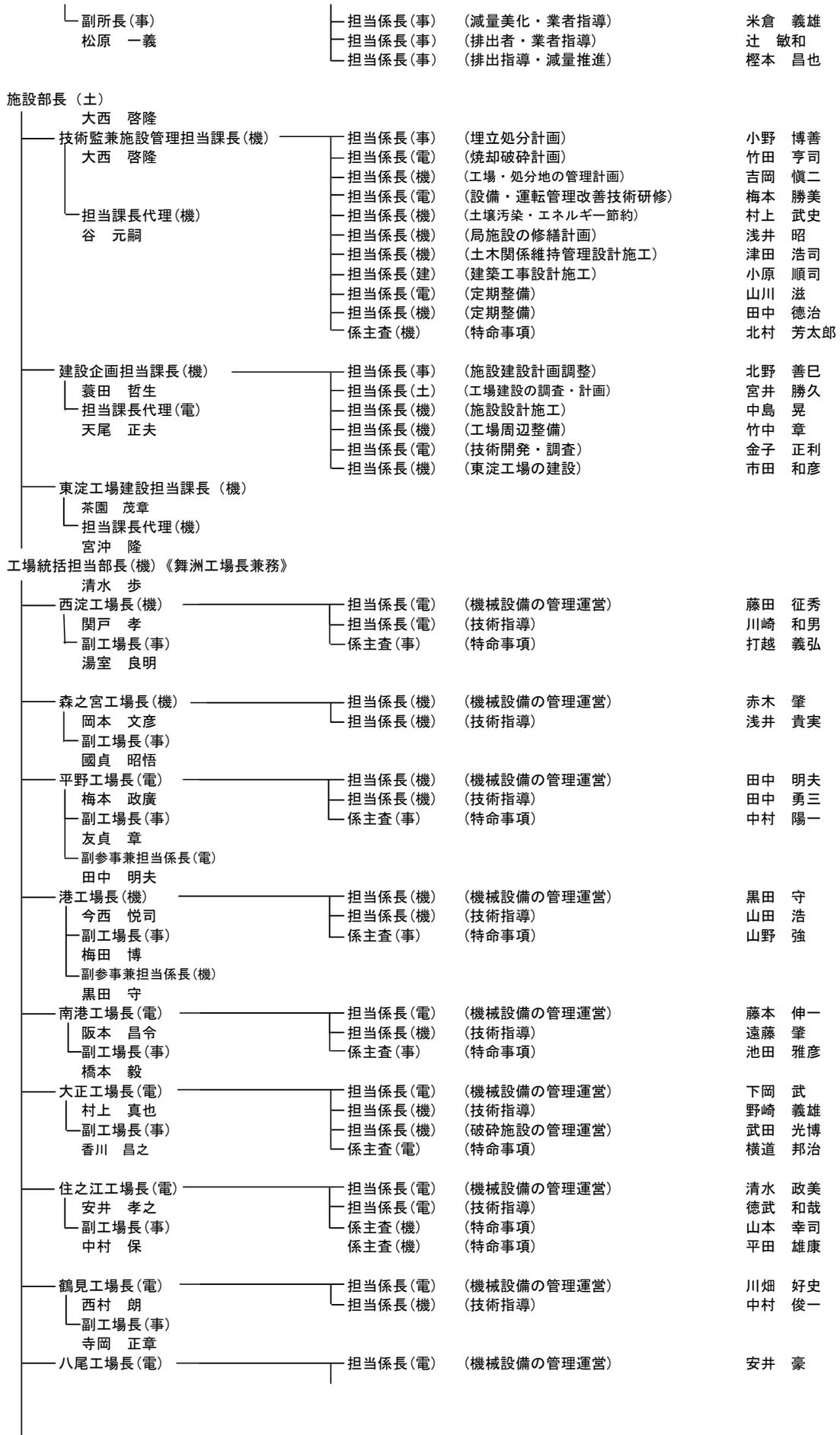
## 環 境 局 組 織 図

平成19年10月1日現在











### 3 事務分掌

#### (1) 環境局事務分掌（事務分掌規則第14条）

##### 企画部

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 局所管不動産の管理に関すること
- (3) 局業務の普及に関すること。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (4) 埋火葬並びに斎場及び霊園に関すること
- (5) 所管事業に係る事故の処理並びに所管自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること
- (6) 局業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること
- (7) 地球環境の保全に係る指導及び環境負荷の低減活動の推進に関すること。ただし、他の主管に属するものを除く。
- (8) 一般廃棄物処理計画、環境基本計画及び環境白書に関すること
- (9) 他の部の主管に属しないこと

##### 環境保全部

- (1) 都市環境の保全に係る監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること
- (2) 環境学習及び活動の推進に関すること
- (3) 環境影響評価に関すること
- (4) 環境保全に関する技術の普及及び指導に関すること

##### 事業部

- (1) 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督並びに特命による排出の指導に関すること
- (2) 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進、啓発及び市民活動の促進に関すること
- (3) 適正処理困難物に関すること
- (4) 一般廃棄物（し尿を除く。）運搬用貨物自動車に関すること
- (5) 廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- (6) 道路等の清掃計画及び作業の指導監督並びに特定の河川（水面に限る。）の清掃に関すること

- (7) 公衆便所に関する事
- (8) 路上喫煙対策に関する事
- (9) 廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事
- (10) 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究、規制及び関係団体との連絡に関する事
- (11) 産業廃棄物の中間処理、最終処分事業及び処理施設に関する事

## 施設部

- (1) 一般廃棄物等の焼却及び破砕処理並びに埋立処分の計画に関する事
- (2) 局の施設（埋立処分地を除く。）及び機材の維持管理及び建設に関する事
- (3) 埋立処分地の造成（他の所管に属するものを除く。）及び管理運営に関する事
- (4) 廃棄物処理の技術開発に関する事

## (2) 環境局の事業所事務分掌

## 斎場

- (1) 斎場設備の維持管理に関する事
- (2) 火葬の執行に関する事
- (3) 式場設備の使用管理に関する事
- (4) 火葬残骨灰の処分に関する事
- (5) 火葬及び埋葬に関する諸証明の発行に関する事

## 環境事業センター

- (1) 一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事
- (2) 一般廃棄物（犬、猫等の死体を除く。）等の処理手数料の徴収に関する事
- (3) 一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）等の収集及び運搬の作業に関する事
- (4) 特定の道路及び橋梁の清掃作業並びに公衆用ごみ容器の維持管理に関する事
- (5) 一般廃棄物等の処理に関する苦情の処理並びに不法投棄の監視及び処理に関する事
- (6) 一般廃棄物処理業の許可申請書の受付に関する事
- (7) 一般廃棄物処理業者の作業監督に関する事
- (8) 附設物品倉庫の管理に関する事
- (9) 一般廃棄物運搬用貨物自動車の小規模な修理に関する事

- (10) 局事業用自動車の修理（一般廃棄物運搬用貨物自動車の小規模な修理を除く。）及び定期検査に関する事（南部環境事業センターに限る。）
- (11) 自動車修理用機械器具及び資材の保管に関する事
- (12) 自動車修理工場の管理に関する事（南部環境事業センターに限る。）

#### 環境局工場

- (1) 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びにその手数料の徴収に関する事
- (2) 工場搬入許可証の交付に関する事
- (3) 焼却残さいの処分に関する事
- (4) 発電設備及び蒸気設備の管理に関する事

## 4 職員の配置

(平成19年6月1日現在)

事業区分		職種区分	行政職			技能職	合計
			事務職員	技術職員	計		
本課（一般管理）			181	121	302	31	333
事務所	ごみ	普通ごみ収集	147		147	1,204	2,421
		資源ごみ収集				170	
		容器包装プラスチック収集				252	
		粗大ごみ収集				199	
		環境整備				155	
		道路清掃				98	
		焼却（破砕）処理				45	
		胞衣等	3		3	13	16
		斎場	14		14	43	57
		車両整備	3	6	9	77	86
	その他				190	190	
計			210	86	296	3,048	3,344
合計			391	207	598	3,079	3,677

## 5 事務所一覧表

### ◎ ごみ収集輸送

名 称	所 在 地	電 話	所 管 区 域
北部環境事業センター	北区同心2-8-14	6351-4000	北区・都島区
東北環境事業センター	東淀川区上新庄1-2-20	6323-3511	淀川区・東淀川区
城北環境事業センター	鶴見区焼野2-11-1	6913-3960	旭区・城東区・鶴見区
西北環境事業センター	西淀川区大和田2-5-66	6477-1621	福島区・此花区・西淀川区
中部環境事業センター	東住吉区杭全1-6-28	6714-6411	天王寺区・東住吉区
(出張所)	浪速区塩草2-1-1	6567-0750	中央区・浪速区
西部環境事業センター	大正区小林西1-20-29	6552-0901	西区・港区・大正区
東部環境事業センター	生野区巽中1-1-4	6751-5311	東成区・生野区
西南環境事業センター	住之江区泉1-1-111	6685-1271	住之江区・住吉区
南部環境事業センター	西成区南津守5-5-26	6661-5450	阿倍野区・西成区
東南環境事業センター	平野区瓜破西1-3-40	6700-1750	平野区

### ◎ 焼却工場

森之宮工場	城東区森之宮1-6-11	6967-3131	
港工場	港区塩崎1-2-51	6574-7651	
南港工場	住之江区南港南1-2-142	6612-0047	
大正工場	大正区南恩加島1-11-24	6553-0464	
住之江工場	住之江区北加賀屋4-1-26	6681-0035	
鶴見工場	鶴見区焼野2-11-5	6912-4700	
西淀工場	西淀川区大和田2-5-68	6472-3000	
八尾工場	八尾市上尾町7-1	(0729)23-4226	
舞洲工場	此花区北港白津1-2-48	6463-4153	
平野工場	平野区瓜破南1-3-14	6707-3753	

### ◎ 破碎施設

大正工場破碎施設	大正区南恩加島1-11-24	6555-2096	大正工場に併設
舞洲工場破碎施設	此花区北港白津1-2-48	6463-4153	舞洲工場内に設置

### ◎ 最終処分場 (財)大阪市環境事業協会に委託

北港事務所	此花区夢洲東1丁目地先	6467-1101	
-------	-------------	-----------	--

### ◎ 河川清掃 (財)大阪市環境事業協会に委託

河川事務所	西区新町4-20-3	6531-3950	
-------	------------	-----------	--

### ◎ 胞衣汚物処理

木津川事務所	大正区南恩加島1-11-35	6551-1730	市内全域
--------	----------------	-----------	------

### ◎ 管路輸送 (財)大阪市環境事業協会に委託

管路輸送センター	住之江区南港中6-2	6612-4981	
----------	------------	-----------	--

◎ **ごみ減量リサイクル施設** (財)大阪市環境事業協会に委託

名 称	所 在 地	電 話	備 考
鶴見リサイクル選別センター	鶴見区焼野2-11-5	6913-8023	
リサイクルプラザ赤川	旭区赤川1-3-21	6922-0001	
リサイクルプラザ塩草	浪速区塩草2-1-1	6567-0820	

◎ **斎 場**

瓜 破 斎 場	平野区瓜破東4-4-146	6709-0860	
北 斎 場	北区長柄西1-7-13	6351-3042	
小 林 斎 場	大正区小林東3-12-8	6551-0402	
鶴 見 斎 場	鶴見区鶴見1-6-128	6912-3038	
佃 斎 場	西淀川区佃6-4-18	6471-1142	

◎ **式場専用施設** 指定管理者：(株)公益社

葬祭場「やすらぎ天空館」	阿倍野区阿倍野筋4-19-115	6656-6381	
--------------	------------------	-----------	--

◎ **大規模な公園様式の霊園** 指定管理者：(財)大阪市環境事業協会

瓜 破 霊 園	平野区瓜破東4-4-164	6709-4000	
服 部 霊 園	豊中市広田町1-1	6854-3000	
泉南メモリアルパーク	阪南市箱作2603-1	(072)476-2332	



# 7 機 材 一 覧 表

## (1) 車 両

事業名	用途	車 種	積載量	台 数	備 考
ごみ収集・リサイクル等関係	普通ごみ	中型パッカー車	2.7 t	14 台	
		小型プレスダンプ車	2.0	287	
		軽四輪車	0.35	125	ダンプ車
	粗大ごみ	小型プレスダンプ車	2.0	25	
		小型四輪車	2.0	29	
		軽四輪車	0.35	12	ダンプ車
	中継地 (粗大)	大型トラック	6.0	13	
		ショベルローダー		3	
	資源ごみ	小型パッカー車	2.0	53	
		軽四輪車	0.35	20	ダンプ車
	容器包装 プラスチック	小型パッカー車	2.0	60	
		軽四輪車	0.35	45	
	環境ごみ	小型パッカー車(街頭ごみ)	2.0	4	
		軽四輪車(街頭ごみ)	0.35	13	ダンプ車
		小型プレスダンプ車	2.0	14	
		小型四輪車	2.0	20	
		巡視車		12	ライトバン
		軽四輪車	0.35	21	ダンプ車
		軽四輪車(死獣)	0.35	11	ダンプ車
		軽四輪車	0.35	12	ダンプ車
	道路清掃	軽四輪車	0.35	10	ダンプ車
	ふれあい	軽四輪車	0.35	28	ダンプ車
	水面清掃	小型四輪車	2.0	1	
		資材運搬車		1	
	資源リサイクル事業等 残さい 管理輸送	軽四輪車(空缶運搬車)	0.35	1	
		軽四輪車(巡回受付)	0.35	15	
		小型四輪リフト車	2.0	5	
		ショベルローダー(中継地)		16	
		小型四輪車(選別施設)	2.0	1	
		フォークリフト(選別施設)		2	
		小型四輪リフト車(リサイクルプラザ)	2.0	1	
		小型ワゴン車(まち美化パートナー)		2	
残さい	大型トラック	8.0	2	大正工場	
管理輸送	コンテナ車	7.5	2		
散水	散水車(舞洲)		1		
中継輸送	天然ガス大型運搬車	8.9	4		

事業名	用途	車種	積載量	台数	備考
	埋立処分	ブルドーザー		4	
		消毒車		2	
		ショベルローダー		2	
		大型トラック		8	
		その他		10	トラック・ジープ等
	その他	応援車		7	ジープ
		レッカー車		1	
		軽四修理車		1	
		軽四輪車	0.35	12	
		マイクロボス		2	
	計				934
し尿処理関係	小型貨物車	0.85 t	1		
	応援連絡車		1		
	計			2	
胞衣汚物処理関係	小型貨物車	0.85 t	8		
	軽四輪車	0.35	1		
	計			9	

## (2) 船 舶

船種	隻数
小船	4
大船	9
曳舟	2
機械船	5
自航船	2
クレーン船	2
計	24

## 8 平成19年度予算

### (1) 概要

平成19年度環境事業局予算総額 688億9,000万円  
本年度の主要事業は次のとおりである。

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 環境対策                    | 18億6,100万円  |
| ① 環境基本計画の推進                 | 700万円       |
| ② 地球環境保全の推進                 | 1億6,200万円   |
| ヒートアイランド対策の推進               |             |
| 地球温暖化防止対策の推進                |             |
| UNEP国際環境技術センターの支援など         |             |
| ③ 環境汚染の防止・都市環境の保全           | 11億9,000万円  |
| アスベスト対策の実施                  |             |
| ダイオキシン類対策の充実                |             |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進   |             |
| 航空機騒音対策の推進                  |             |
| 監視、規制、指導の推進                 |             |
| 環境保全設備資金融資事業                |             |
| ④ 自動車交通環境計画の推進              | 2億8,100万円   |
| 局地における大気汚染改善調査など            |             |
| 業務用車両への低公害車の導入など            |             |
| 御堂筋エコロード推進事業                |             |
| 低公害車の普及啓発など                 |             |
| ⑤ 環境影響評価（環境アセスメント）の実施       | 800万円       |
| ⑥ 環境教育の推進                   | 2億1,300万円   |
| 環境学習センター「生き生き地球館」の運営など      |             |
| ATCグリーンエコプラザ事業              |             |
| (2) 廃棄物の処理とまちの美化            | 107億2,600万円 |
| ① ごみ処理体制の充実                 | 58億4,800万円  |
| 東淀焼却工場の建替                   |             |
| ごみ焼却工場の整備補修など               |             |
| ② ごみ減量・リサイクルの推進             | 29億4,200万円  |
| 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進 |             |
| 資源集団回収団体への支援                |             |
| 事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進        |             |
| 許可業者適正搬入対策                  |             |

<ul style="list-style-type: none"> <li>分別収集の推進</li> <li>申告制による粗大ごみ収集</li> <li>リサイクルプラザの運営、ごみ減量キャンペーンの展開など</li> </ul>	
③ 夢洲廃棄物埋立処分地の造成	1億4,900万円
④ フェニックス計画の推進	3億1,200万円
⑤ 市民参加等によるまちの美化推進	14億7,500万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>路上喫煙対策事業の実施</li> <li>美化キャンペーンの推進</li> <li>道路清掃など</li> <li>街頭ごみ容器の整備</li> <li>不法投棄防止夜間パトロールの実施</li> </ul>	
(3) 斎場・霊園の整備	3億6,300万円
① 新形式墓地の整備	1,300万円
② 既設斎場・霊園の整備	3億5,000万円

(2) 内 訳  
 ○ 歳 入

(単位：千円)

款 項	目	予算額	摘 要
第1部計		13,083,270	
使用料及手数料			
使用料	環 境 使 用 料	985,469	環境学習センター使用料 330 斎場使用料 458,110 霊園使用料 485,651 其他使用料 41,378
手数料	環 境 手 数 料	6,685,658	環境対策手数料 2,200 一般廃棄物処理手数料 6,548,677 廃棄物処理業許可申請手数料 85,535 産業廃棄物処理施設証明手数料 1 胞衣等処理手数料 18,030 斎場手数料 190 霊園手数料 31,025
国庫支出金			
国庫補助金	環 境 費 国 庫 補 助 金	85,056	環境費補助金
委託金	環 境 費 委 託 金	19,945	環境調査委託金
府支出金			
府補助金	環 境 費 府 補 助 金	191,145	河川水面清掃費補助金
府交付金	環 境 費 府 交 付 金	18,772	公害対策事務費交付金
財産収入			
財産貸付収入	賃 貸 料	107,113	土地賃貸料 92,305 建物賃貸料 14,808
利子及配当金 収 入	蓄 積 基 金 収 入	12,333	泉南メモリアルパーク運営基金 1,838 運用利子 環境保全基金運用利子 10,495
財産売却代 物品売却代	雑 品 売 却 代	6,000	
繰入金			
蓄積基金 繰 入 金	環 境 保 全 基 金 繰 入 金 泉南メモリアル パーク運営基金 繰 入 金	10,495  428,907	

諸収入 預金利息 雑収入	預金利息 延滞金、加算金 及過料 廃棄物処理収入 公舎収入 雑収入	119 250 4,443,132 10,942 77,934	過料
第2部計 使用料及手数料 使用料 手数料 国庫支出金 財産売却代 繰入金 諸収入		9,296,052 146,178 269,190 649,289 1,349,924 1,848,737 5,032,734	泉南メモリアルパーク永代使用料 " 管理料 補助金 土地売却代 起債収入ほか 宝くじ収入ほか
歳入総合計		22,379,322	一般財源を除く

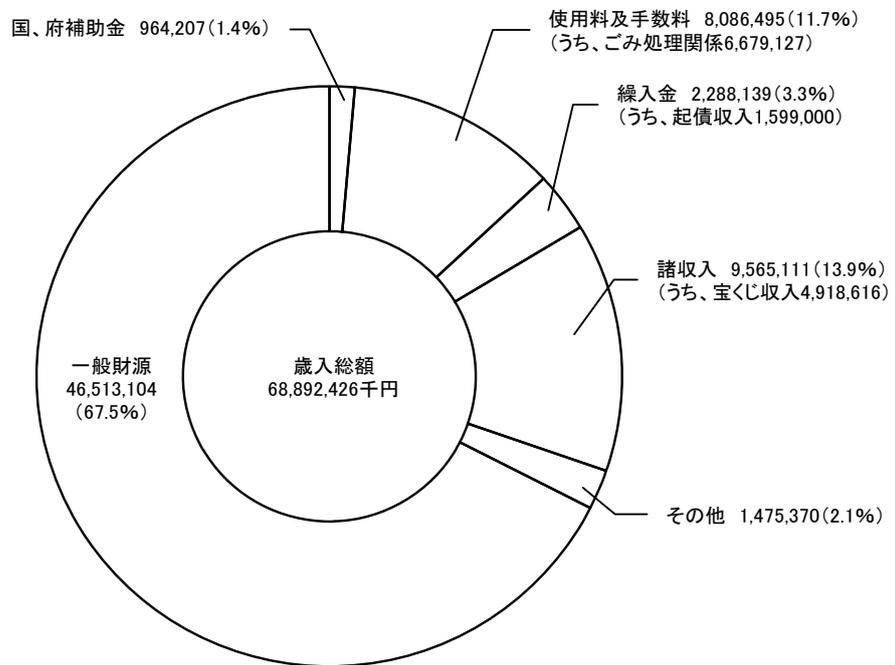
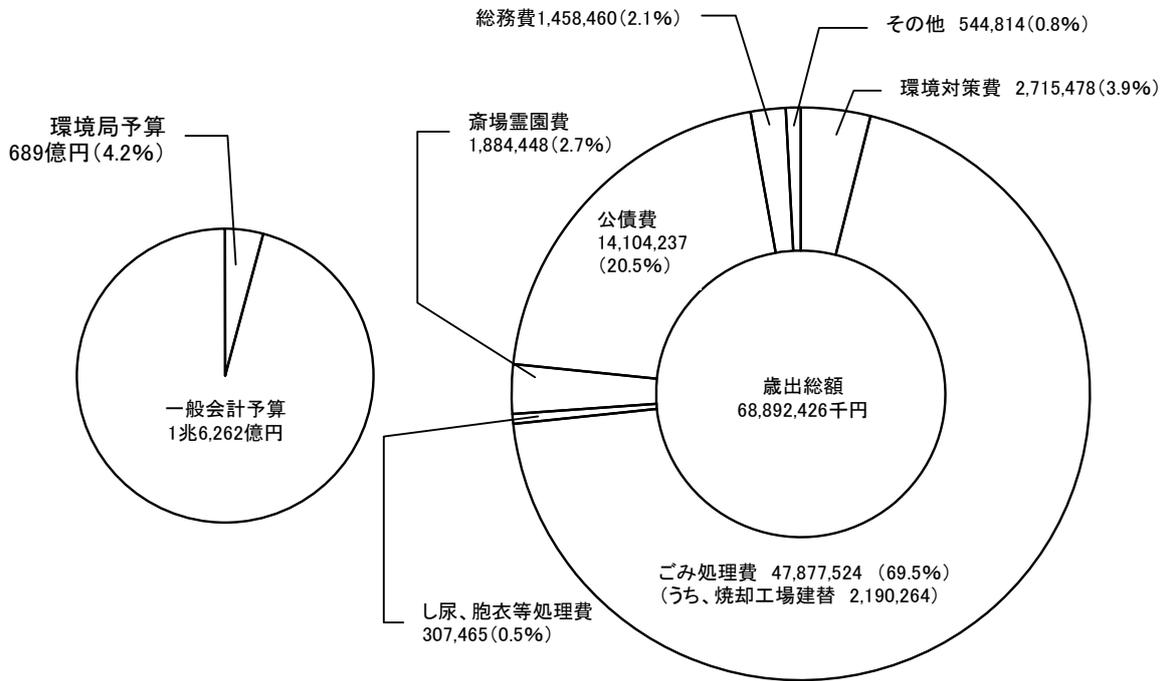
## ○ 歳 出

(単位：千円)

款 項	目	予算額	摘 要
第 1 部 計		44,924,635	
総 務 費			
契約管財費	基金へ蓄積	12,333	環境保全基金運用利子積立 泉南メモリアルパーク運営基金運用利子積立
環 境 費			
環境総務費	職 員 費	31,909,355	職員の人件費
	環 境 総 務 費	607,049	局全般の運営に要する事務費、普及啓発事業及び庁舎管理費
環境対策費	環 境 対 策 費	937,775	
廃棄物処理費	廃 棄 物 処 理 費	8,133,779	
	減量美化推進費	2,311,056	
	胞衣等処理費	37,374	
斎場霊園費	斎 場 費	454,362	
	霊 園 費	521,552	

第 2 部 計		9,863,554	
環 境 事 業			
環 境 事 業 費	環 境 対 策 費	667,949	
	廃棄物処理施設 整 備 費	2,620,663	
	廃 棄 物 処 理 事 業 費	3,923,301	
	減 量 美 化 推 進 事 業 費	1,756,422	
	斎場霊園事業費	362,738	
諸 支 出 金			
蓄 積 基 金 へ 繰 替	環 境 保 全 基 金 蓄 積	117,113	
	泉南メモリアル パーク運営基金 蓄 積	415,368	
公 債 費		14,104,237	
歳 出 総 合 計		68,892,426	

図-1 平成19年度環境局予算



## 9 手数料・使用料等一覧表

### 1. 一般廃棄物処理手数料

(平成18年10月1日改正)

種別	取扱区分	単位	手数料	
一般廃棄物(し尿、家庭から排出される粗大ごみ(一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。)で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1月以上継続するもの 毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送平するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円	
		10キログラムまでごとに	180円	
	臨時の処理	50キログラムまでごとに	1,200円	
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10キログラムまでごとに	58円	
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの		1個につき	1,000円以内で市規則で定める額	
犬、猫等の死体		5キログラム未満のもの 1個につき	1,700円	
		5キログラム以上10キログラム未満のもの1個につき	2,100円	
		10キログラム以上のもの 1個につき	2,800円	
特定家庭用機器廃棄物	ウインド形エアコンディショナー	1個につき	1,200円	
	室内ユニットが壁掛け形又は床置き形であるセパレート形エアコンディショナー	1個のセパレート形エアコンディショナーを構成する室内ユニット又は室外ユニットのうち1個が単独で排出される場合	室内ユニット又は室外ユニット1個につき	1,200円
		その他の場合	セパレート形エアコンディショナー1個につき	2,400円
	テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る。)	25型未満の大きさのもの 1個につき	1,200円	
		25型以上の大きさのもの 1個につき	2,400円	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	内容積が250リットル未満のもの1個につき	1,200円	
内容積が250リットル以上のもの1個につき		2,400円		
電気洗濯機	1個につき	1,200円		

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第30条)

## 2. 産業廃棄物処分費用

(平成4年4月1日改正)

告示産業 廃棄物	市長が指定する場所へ搬入された ものの処分	10キログラム までごとに	58円
-------------	--------------------------	------------------	-----

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第30条)

## 3. 胞衣汚物処理手数料

(平成4年4月1日改正)

種別	単位	手数料
胞衣及び妊娠4月未満の死胎	1個につき	1,700円
布、綿、紙その他これに類するもの	0.1立方メートルまでごとに	600円
ふとんその他これに類するもので処理に支障がないもの	1立方メートルまでごとに	1,200円
人体の手足	3分の1以上を切断したもの	1個につき 1,400円
	3分の1未満を切断したもの	1個につき 1,100円
内臓 (10キログラム以内のもの)	1個につき	1,400円

(参照：胞衣汚物処理条例施行規則 第1条)

#### 4. 斎場・葬祭場使用料

##### ■市立斎場使用料（平成19年4月1日現在）

種 別		単 位	使 用 料	
火葬料	10歳以上の者	1死体	10,000円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、60,000円）	
	10歳未満の者	1死体	6,000円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、36,000円）	
	死産児	1死体	3,000円（使用者が本市住民でない場合で死産の際父及び母が本市住民でなかった死産児を火葬するときにあつては、18,000円）	
死体預り料		1死体1夜	800円	
式場使用料	瓜破斎場		昼間1回	12,000円
			夜間1回	24,000円
	北斎場	大式場	昼間1回	40,000円
			夜間1回	80,000円
		中式場	昼間1回	20,000円
			夜間1回	40,000円
		小式場	昼間1回	6,000円
			夜間1回	12,000円
	会葬者控室	昼間1回	1,500円	
		夜間1回	3,000円	
	小林斎場	大式場	昼間1回	9,000円
			夜間1回	18,000円
		小式場	昼間1回	3,000円
			夜間1回	6,000円
	鶴見斎場	大式場	昼間1回	23,000円
			夜間1回	46,000円
小式場 (会葬者控室)		昼間1回	6,000円	
		夜間1回	12,000円	
佃斎場		昼間1回	6,000円	
		夜間1回	12,000円	

(注) この表において、「昼間」とは午前9時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時から翌日の午前9時までをいう。

(参照：斎場条例 第10条)

■市立葬祭場（やすらぎ天空館）利用料金（平成19年4月1日現在）

式場	大式場	半日1回	175,000円
		終日1回	350,000円
	小式場	半日1回	87,500円
		終日1回	175,000円
ギャラリー		半日1回	3,000円
		終日1回	6,000円
会葬者控室		半日1回	1,500円
		終日1回	3,000円
駐車場		1台1時間までごとに	400円

（注）この表において、「半日」とは午前0時から正午まで又は正午から午後12時まで、「終日」とは午前0時から午後12時までをいう。

（参照：斎場条例 第9条、平成18年3月31日付 大阪市告示第410号）

5. 泉南メモリアルパーク使用料及び管理料

（平成19年4月1日改正）

使用料	5区 1番 6区 5,6番	688,000円
	7区 5番	791,200円
管理料	(20年分)	270,000円

（注）本市外に住所を有する者の使用料の額は5割増とする。

（参照：霊園条例施行規則 第11条  
第13条）

6. 納骨堂使用料

（平成4年4月1日改正）

種別	使用料	
個人壇	1年につき	1,000円
家族壇	1年につき	5,000円
式場	1回1時間につき	800円

（注）本市住民でない使用者に対しては、使用料の5割増とする。

（参照：納骨堂条例施行規則 第3条）

7. 一般廃棄物処理業許可申請手数料

（平成5年4月1日改正）

申請時	1件につき	10,000円
-----	-------	---------

（参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条）

## 8. 産業廃棄物処理業許可申請手数料

(平成13年4月1日改正)

産業廃棄物処理業等	新規許可申請手数料	変更許可申請手数料	許可更新申請手数料
産業廃棄物収集運搬業	81,000	71,000	73,000
産業廃棄物処分業	100,000	92,000	94,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000	72,000	74,000
特別管理産業廃棄物処分業	100,000	95,000	95,000
産業廃棄物処理施設設置			
ア) 廃棄物法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係わるもの	140,000	130,000	—
イ) その他の産業廃棄物処理施設に係わるもの	120,000	110,000	—
産業廃棄物処理施設譲受け等許可	94,000	—	—
産業廃棄物処理施設合併又は分割認可	94,000	—	—

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条)

## 9. 自動車リサイクル法の施行に伴う許可申請手数料

(平成16年7月1日施行)

	新規許可申請手数料	変更許可申請手数料	許可更新申請手数料
自動車解体業	78,000	—	70,000
自動車破砕業	84,000	75,000	77,000

(参照：大阪市手数料条例第7条)

## 10 平成18年度の普通ごみ処理原価

